

福島県営農再開支援事業Q&A(第8版)

平成29年3月29日作成

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
1	共通(委託契約の方法)	市町村が事業実施主体となり保全管理作業や当該作業を適正に実施するための事務を復興組合等に委託する場合、市町村が事業費を積算し復興組合等と委託契約を締結することとなるが、事業終了後に委託契約金額が実際にかかった費用と異なる場合に精算の必要はないと考えてよいか。	作業委託契約において、作業受託者に対し、実際にかかった費用を算出させ、その費用が委託費に比べ少なかった場合、差額を返還する旨の規定が設けられていれば、当該規定に基づき精算の必要があると考えます。
2	共通(委託契約の方法)	精算することを契約書に規定しなかった場合、福島県営農再開支援事業実施要綱(別記1)除染後農地の保全管理の第5「補助対象経費」の「直接要する経費」「かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみ」及び第6「実際に要した経費の額のいずれか低い方」に基づき問題はないと解してよいか。	作業受託者の選定及び当該受託者との作業委託契約の締結が適正に行われ、かつ、当該契約に定められた作業が適正に実施されたことを作業委託者(事業実施主体)が確認し、作業委託費を支払った場合、当該契約に関する書類を証拠書類とし、作業委託費を除染後農地の保全管理に直接要した経費として取り扱って構いません。
3	共通(営農再開時の農機具の修理)	営農再開時には、長期間使用していなかった農機具の整備が必要であるが、福島県営農再開支援事業の補助対象となるか。	作付再開のための、農機具の点検・整備及び補修については、本事業の支援対象とはしていませんが、通常の営農で行われる作業を超える分の費用は、追加的費用として、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となることを東京電力に確認しています。 なお、賠償請求に当たっては、支払いが円滑に行われるよう、農機具の点検・整備及び補修を行った業者に対し、通常行う点検等の費用を控除した明細書を作成するよう依頼することが適当と思われます。 また、農機具の点検・整備及び補修を自ら行う場合は、通常行う点検等の費用を超える追加的費用を自ら特定することが必要となります。
4	共通(津波被災者への支援)	津波被災農業者は、農業機械や施設、資材等の再取得のための支援策が弱い。個人での再取得への支援を特認事業で対応して欲しい。	津波で失われた農業機械等の再取得への支援を福島県営農再開支援事業の対象とすることは困難ですが、市町村が県と共同で作成した復興交付金事業計画に基づき農業機械等を取得し、津波被災農業者に貸し付ける等により農業の復興を支援する復興庁所管の福島再生加速化交付金(被災地域農業復興総合支援事業)の活用を検討をお願いします。 また、平成28年度からは、原子力被災12市町村において、農業者等が営農再開等を行うために必要な機械、施設等の導入を支援する「原子力被災12市町村農業者支援事業」が措置されましたので、あわせてご活用ください。
5	共通(要綱)	住民の帰還にはまだ時間が必要であり、帰還時まで営農再開支援事業を延長して欲しい。	福島県営農再開支援事業実施要綱第9の事業の検証に基づき、平成29年度に支援事業の各取組ごとの活用状況を検証し、事業実施期間の延長の必要性を検討することとしています。
6	共通(要綱)	福島県営農再開支援事業の実施要綱第5の2において、「事務費として支出可能な額は、事業費の1%以内とし、補助率は定額とする。」となっているが、補助率が1/2以内の事業においても支出可能額は事業費の1%以内でよいか。	貴見のとおりです。
7	共通(農業機械のリース)	福島県営農再開支援事業を活用して実施されるリース方式による農業機械の導入については、定置式の機械は対象となるか。	避難区域等における営農再開に資するものであれば、定置式の機械であっても、リース方式により導入することが可能なものについては対象になります。 ただし、定置式の機械を導入する場合は、本事業で当該機械を保護するための建物を整備することが困難なことから、導入機械の保全管理が万全に行われる施設を有していることを確認してください。
8	共通(目標設定)	事業実施期間が3年間延長され、「平成32年度末までに農地面積の6割で営農再開を図ることを目標とする」とこととなったが、各市町村における32年度目標はどのように設定すればよいか。これまでの29年度目標を変更してもよいのか。	今般の事業実施期間及び目標年度の延長については、農地除染の遅れによるものであり、「農地面積の6割で営農再開」を目標とすることに変更はありません。 したがって、基本的には、これまで設定していた29年度の目標面積を32年度の目標面積として再設定していただくことになるものと考えていますが、それぞれの市町村の現状に合わせて設定していただいて構いません。 なお、目標面積の再設定に当たっては、これまでどおり事業目標(農地面積の6割で営農再開)を考慮いただきますようお願いします。
1-1	除染後農地の保全管理	除草用機械のリースをしたいが、市町村が事業主体となり、リースによって機械を導入することは可能か。	可能です。ただし、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合は、一定の計算によって補助率が減額されます。
1-2	除染後農地の保全管理	リース物件について、通常想定する稼働面積を大幅に上回り利用する場合は、法定耐用年数未満で機械が故障し使用できなくなる。このような場合は法定耐用年数に満たないリース期間を設定してもよいか。	リース機械について、通常想定される稼働面積を超えて稼働することを前提にリース導入する場合は、稼働予定面積に応じたリース期間を設定してください。
1-3	除染後農地の保全管理	揚水ポンプの修理は対応可能か。	揚水ポンプの修理は、農地の保全管理に要する経費とは認められないことから、対象経費に含めていません。
1-4	除染後農地の保全管理	取組を行う農地の面積の考え方について、事業費の上限を算出する際の面積に畦畔を含めてよいか。	補助対象となる事業費の上限は、事業の対象となる農地における本地面積(水張り面積)×35,000円/10aで積算してください。ただし、その範囲内で畦畔や法面、農道等の除草等を行うことは可能です。
1-5	除染後農地の保全管理	取組を行う農地の面積の考え方について、補助単価は35,000円/10aとなっていますが、1㎡単位から事業費を積算する対象としてよいか。	補助対象となる事業費の上限は、1㎡単位で算定することが可能です。 なお、35,000円/10aは補助単価の上限であり、実際に補助対象となる事業費は、本地面積(水張り面積)×35,000円/10aと、実際に要した経費のいずれか低い方です。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
1-6	除染後農地の保全管理	今年度中に播種・定植・植栽を行う場合に、播種・定植・植栽前に行う保全管理作業については事業対象としてよいのか。	「除染後農地等の保全管理」の対象年度は、営農再開年度の前年度までとします。 なお、本事業における営農再開年度とは、「生産の断念を余儀なくされた農地において、最初に作付けした作物の収穫期が含まれる年度」とします。 したがって、例えば、夏季に保全管理を行い、次年度に収穫期を迎える作物の生産のために、秋季～冬季に作付け準備や作付け等を行った場合でも、夏季の保全管理は本事業の対象となります。
1-7	除染後農地の保全管理	市町村が事業実施主体となり、JAに委託する場合、委託契約に基づき委託料を支払うこととなるが、消費税の扱いはどのようになるのか。 なお、JAは消費税の課税業者である。	委託料は税込みとなります。なお、補助の上限は、10a当たり35千円の上限単価に対象面積を乗じた額となりますので、ご注意願います。
1-8	除染後農地の保全管理	当該事業の実施要綱の「事業の対象地域」に「稲の作付制限区域」が含まれていることから、樹園地であっても稲の作付制限区域内であれば「除染後の農地等の保全管理」の対象となると解釈してよいのか。	本事業では、原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、生産・出荷の再開が困難な場合について対象とすることが可能です。 このため、平成25年2月26日時点の稲の作付制限区域のうち既に稲以外の営農が再開されている地域では、国・県・市町村の長の指示・要請により生産・出荷を制限されている品目の作付地のみ対象となります。また、稲の作付制限区域でなくても、福島県営農再開支援事業実施要綱第3の1のなお書きにより、同様に本事業の対象とすることが可能です。
1-9	除染後農地の保全管理	対象となる樹園地はウメ、ユズなど出荷を差し控える要請をしている品目の作付地に限定されると解釈してよいのか。(桃など自主的に生産、出荷を差し控えている品目があった場合、その作付地は対象に含められない。)	貴見のとおりです。
1-10	除染後農地の保全管理	実施要綱第3に「避難区域等以外の地域であっても、東日本大震災に伴い発生した原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、生産・出荷の再開が困難な場合については、対象地域に含めることができる」との記載があるが、出荷を差し控えるよう要請している品目については、市内全域を「除染後農地の保全管理」の対象とすることができると解釈してよいのか。 なお、生産・出荷の再開が困難な場合とは、県等からの出荷等の自粛要請が行われているものとの解釈でよいのか。	貴見のとおりです。生産・出荷が困難な場合とは、国・県・市町村の長の指示・要請により、生産又は出荷の制限・自粛が行われている場合です。
1-11	除染後農地の保全管理	環境省事業による樹園地の除染では、水田等とは異なり肥料代が対象とならないことから、除染後農地の保全管理で肥料代の支援に取り組みたい。出荷を差し控えるよう要請している品目であれば、肥料を散布したその作期内に出荷できないことから保全管理の対象となると解釈してよいのか。(桃など自主的に生産、出荷を差し控えている品目があった場合、肥料を散布したとしても基本的には出荷できることから営農の一部と解されることから保全管理の対象に含められない。)	貴見のとおりです。「除染後農地等の保全管理」の実施に当たっては、当該事業が営農再開までの農地の適正な“管理”を目的としていることから、事業実施年度における事業対象農地では農産物の生産・出荷が行われないことが前提となります。 なお、肥料を散布する目的としては、生産対策ではなく樹勢の維持が目的であることを確認してください。
1-12	除染後農地の保全管理	福島県営農再開支援事業の「農地除染後の保全管理」の実施主体を復興組合とすることを検討している。 復興組合の構成員は、農家以外の方もいるが、すべての構成員を継続した場合でも、大部分の構成員が農業者であるならば、事業実施主体となることは可能と考えてよいのか。	可能です。
1-13	除染後農地の保全管理	農業者で組織する復興組合を事業実施主体としたいが、以下の費用について復興組合への補助対象としてよいのか。 ①資材の購入や雇用労賃(組合員出役者への労賃)等の支払いに要する振込手数料 ②組合員の作業出役に要する労災保険料 ③復興組合が組合員に対して作業日程等をお知らせするために要する郵券代、用紙代、封筒代、コピー代	「除染後農地等の保全管理」に要する①～③の経費については、特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」を活用することが可能です。
1-14	除染後農地の保全管理	除染後農地の保全管理の取組を行う農地が畑地の場合、100㎡以下の畦畔は畑地とみなしている。畦畔を除いた本地面積の把握は、実測する必要があるが、このような場合は、畦畔を含む畑地面積を補助対象としてよいのか。 なお、畑地については畦畔率のデータはない。	保全管理の対象となる農地の本地と畦畔の面積を区分することが困難な場合は、畦畔を含む農地面積に35,000円/10aを乗じた額が補助の上限となります。
1-15	除染後農地の保全管理	除染後農地の保全管理を事業実施主体である市町村がJAに委託して行う場合、委託の方法と成果確認のために必要となる書類はどのように整備すべきか。 また、同様にJAが事業実施主体となり、農家の組織や農家個人へ作業を請負いで行う場合、請負の方法と成果確認のために必要となる書類はどのように整備すべきか。	それぞれの市町村やJAで通常行われている委託契約の方法で実施していただくこととなります。 たとえば除草作業を作業委託する場合は、ほ場ごと実施時期ごとに作業を確認できる写真等となります。作業請負であれば、加えて作業日誌等の整備が考えられます。
1-16	除染後農地の保全管理	農地・水環境保全向上対策に取り組んできたが、これに加えて同一の農地について除染後農地の保全管理に取り組むことは可能か。	農地・水環境保全向上対策で実施する作業と福島県営農再開支援事業で実施する作業を明確に区分して実施する場合は、同一農地で取り組むことが可能です。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
1-17	除染後農地の保全管理	中山間地域等直接支払対策に取り組んできたが、これに加えて同一の農地について当該事業の保全管理に取り組むことは可能か。	中山間地域等直接支払対策で実施する作業と福島県営農再開支援事業で実施する作業を明確に区分して実施する場合は、同一農地で取り組むことが可能です。
1-18	除染後農地の保全管理	吸収抑制対策として、カリ散布を行ったが、その後作付自粛となった場合、保全管理を行うこととなるが、この場合は、吸収抑制資材代は返還となるのか。	作付再開を目的として実施する吸収抑制資材の施用と作付再開を行わないことを前提とする農地の保全管理を同一ほ場で行うことはできません。
1-19	除染後農地の保全管理	給与制限の草地の中には、礫などの条件により(表土剥ぎによる)除染ができないところがある。除染されるまでの間、草刈り、除草剤の散布等の管理が必要となるが、当該事業で実施することは可能か。	対象となる草地が市町村が事業実施主体となって除染を行う草地であり、かつ、国又は地方自治体の指示等により家畜への給与が制限されている場合については、当該草地を本事業の対象とし、保全管理に必要な経費を補助の対象とすることが可能です。
1-20	除染後農地の保全管理	除染後の傾斜がある草地について、播種後の芽吹き前に流出した土砂の簡易修復は、当該事業で実施可能か。	当該草地で生産される牧草が事業実施年度に利用されないことを前提に、農地の保全管理と同時に実施される畦畔等の補修については本事業で実施可能です。
1-21	除染後農地の保全管理	除染後農地の保全管理で、田や畑の畦畔等の修復を対象経費として認めることができるか。	対象農地の営農再開に必要な畦畔等の修復については、農地の保全管理と併せて行われる場合に限り「除染後農地の保全管理」の対象とすることが可能です。
1-22	除染後農地の保全管理	作付する地力増進作物には、作物の指定はあるのか。	作付する作物が地力の増進に寄与するのであれば、特に作物の指定はありません。
1-23	除染後農地の保全管理	地力増進作物の作付について、秋に播種して翌年度にすき込みを行う事業計画は可能か。	地力増進作物を作付した翌年度にすき込みを行うことが、年度内にすき込みを行うことに比べ適切な場合、秋に播種して翌年度にすき込みを行う事業計画も可能です。
1-24	除染後農地の保全管理	水稻以外でも事業実施前年度に農産物の出荷制限・自粛が行われた農地や給与制限が行われた牧草地については、「除染後農地の保全管理」の対象となったが、事業実施年度において出荷制限・自粛が行われる農産物及び給与制限が行われる牧草の作付農地は、「除染後農地の保全管理」の対象地域となるか。	事業実施年度についても、国又は地方自治体の指示の下、作付、出荷等の制限又は自粛が行われている品目が生産される農地で、かつ、事業実施年度に当該品目の出荷及び利用が行われない農地については「除染後農地の保全管理」の対象となります。
1-25	除染後農地の保全管理	町では復興整備計画を公表し、農地の一部については、農地転用をしてメガソーラーを整備する計画としている。 当該計画を公表する以前にこの農地に対して実施した、除染後農地の保全管理作業に係る経費については、対象にできると考えるがよろしいか。	本事業は、営農が再開される見込みのある農地について、営農が再開されるまでの間の除染後農地の保全管理について支援しているものです。 一方、転用される計画について地権者の承認が得られた時点で、当該農地は「営農が再開される見込みのある農地」とは断定できないと考えられます。 このため、仮に転用計画について地権者の承認が得られた以後も除染後農地の保全管理作業が行われ、その後に当該農地の転用が決定した場合、当該農地における転用計画について地権者の承認が得られた後の作業に係る補助金は返還される必要があります。 (例) 平成25年4月に除染が終了し、平成25年度及び平成26年度に本事業による保全管理作業が実施された一方で、平成26年4月に農地転用計画に係る地権者の承認が得られ、同年8月に転用計画が決定された場合、転用された農地に係る平成26年4月以降の本事業による保全管理作業は補助の対象外です。
1-26	除染後農地の保全管理	環境省による除染事業が行われており、その内容は表土の剥ぎ取り、客土、地力回復のための土壌改良資材の施用をし、耕起(2回)を実施するものである。 しかしながら、環境省から除染の進捗を図るため、本年度は表土の剥ぎ取り、客土、耕起(2回)の後、仮引渡しを行い来年度改めて土壌改良資材の施用をして引渡しをする旨の意向が示されている。 これを受けて、仮引渡ししがなされた段階で営農再開支援事業(除染後農地等の保全管理)を活用し、農地の保全・管理に着手したいと考えているが本事業を実施することは可能か。	本事業は、除染作業が終了した農地を農家が管理する必要性が生じた場合、当該農家の農地管理作業を支援する目的で実施しているものです。 このため、環境省からの仮引渡しにより農家が農地管理を行う必要性がある場合は、「除染後農地等の保全管理」を活用することが可能です。
1-27	除染後農地の保全管理	本事業を実施する年度途中で避難指示が解除された場合、当該年度は避難指示解除後3事業年度に含まれるのか。 要綱上、本事業の対象となる期間は、避難指示解除後3事業年度(避難指示が解除された年度に事業を実施する必要がある場合は、当該年度を除く3事業年度)が限度となっている。	「避難指示が解除された年度に事業を実施する必要がある場合」とは、避難指示解除日以前に当該年度の除染後農地の保全管理作業が概ね終了している場合を指すものであることから、避難指示解除日以前に既に除染後農地の保全管理作業の1/2以上が終了している場合には、当該年度を除く翌年度からの3事業年度が対象期間の限度となります。
1-28	除染後農地の保全管理	牧草地の中には、登記上の地目が原野となっているところもあるが、①原発事故時の現況は牧草地である、②原発事故により営農の休止を余儀なくされた、③環境省が実施する農用地に係る除染の対象となっている場合は、当該牧草地は、登記上の地目が原野であっても、除染後農地の保全管理の対象と考えて良いか。	環境省が実施する除染では、「除染等の措置に係るガイドライン」において、「農用地の除染作業を行うにあたっては、現況地目(中略)に応じて適切な方法を探ること」とされているところ。 このため、環境省が実施する農用地に係る除染が終了した土地であり、かつ、今後営農が再開される見込みがあれば、登記上の地目に関係なく保全管理の対象として差し支えありません。 一方、登記上の地目が農地であっても、環境省が実施する農用地に係る除染の対象ではない場合や、農用地に係る除染が終了していても今後営農再開の見込みがない、または農地以外の用途に利用が決まっている場合は、保全管理の対象にならないので留意が必要です。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
1-29	除染後農地の保全管理	避難指示解除後に実施する除染後農地の保全管理において、避難先からの通作経費は当該事業の対象経費となるか。	避難指示解除後であっても、「除染後農地等の保全管理」で、通作に係る経費を補助の対象とすることは可能です。 なお、その場合でも、除染後農地の保全管理に係る補助の上限額は、事業対象農地面積に35,000円/10aを乗じた額になります。
1-30	除染後農地の保全管理	国が除染の計画を策定し除染作業を進める地域として、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定されている「除染特別地域」の農地において、仮に環境省が除染作業は不要と判断した場合、その農地は本事業の支援対象となるか。	除染特別地域において、環境省が「除染等の措置に係るガイドライン」に沿って空間線量率を測定した結果などにより、除染作業が不要と判断された農地については、今後営農が再開される見込みがあれば、保全管理の対象となります。
2-1	鳥獣被害防止緊急対策	事務作業軽減のため、導入した電気柵の領収書があれば、その1/2を補助するような仕組みとして欲しい。	実施要綱に定める実施基準を満たさないため、困難です。
2-2	鳥獣被害防止緊急対策	鳥獣被害対策として、事業実施前年度に作付けするほ場に加え、事業実施年度に作付けほ場も想定し広いエリアで(電気)柵を設けることは可能か。	営農再開が計画されているほ場を含めて侵入防止柵を設置する等、合理的な理由があれば、設置可能です。
2-3	鳥獣被害防止緊急対策	鳥獣被害対策として、事業実施前年度に作付けするほ場に(電気)柵を導入し、事業実施年度に作付けほ場が拡大した場合、事業実施前年度に導入した柵を再利用しエリアを広げて(電気)柵を追加することは可能か。	可能です。(実施要綱において、「本事業により整備した施設を適正に管理運営するため福島県及び市町村は管理運営、利用状況等の把握に努めること」としており、柵の移設等を行う場合には福島県への届け出等が必要と解釈しています。)
2-4	鳥獣被害防止緊急対策	鳥獣被害対策として、事業実施前年度に作付けするほ場に加えて、事業実施年度に作付けする予定のほ場も含めた電気柵を想定した大容量の発電機を導入することは可能か。	可能ですが、上限単価の範囲内での対応をお願いします。(合理的な理由があれば、地域特認も可能ですが、電気柵の電源装置は、柵の距離数に従って増設する方法が一般的です。)
2-5	鳥獣被害防止緊急対策	福島県営農再開支援事業の要綱を見ると、鳥獣の捕獲体制の整備は「他地域から招聘した捕獲実施者等で構成される」となっているが、他市町村に避難中の事業対象地域の市町村民は対象とならないのか。	本事業は、本来、捕獲体制の主体となる事業対象地域の住民が原発の事故により避難を余儀なくされたために、他地域の捕獲実施者等を招聘することにより捕獲実施者がいない地域の捕獲体制の整備を図ることを目的としており、事業対象市町村から他市町村に避難した市町村民も捕獲体制の整備のための対象者としてすることが可能です。
2-6	鳥獣被害防止緊急対策	野ねずみが増加し、水田畦畔への被害も増加している。野ねずみの対策へも対応して欲しい。	福島県営農再開支援事業(鳥獣被害防止緊急対策)については、事業対象地域について、ノネズミの駆除(個体数調整)に係る経費として、薬剤散布作業等における薬剤類購入費及び散布作業の労賃が補助対象経費となります。 なお、福島県営農再開支援事業の対象外の地域についても、被害防止計画において、対象鳥獣に「ノネズミ」を位置づけている場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金により同様の対策が可能です。
2-7	鳥獣被害防止緊急対策	電気柵の導入を町が事業実施主体として行っているが、備品として管理する(管理期間8年)必要があり、負担が大きい、何か良い方法はないか。	事業実施主体である市町村と、柵の設置によって受益する農家集団との間で、柵の管理についての委託契約を締結し、当該農家集団に管理を担当してもらう方法があります。 また、柵の設置については特別交付税措置(8割補助)が利用可能であり、市町村単独事業により、管理を含めた対応を行うことも可能と考えられます。
3-1	放れ畜対策	安楽死させた家畜のお祓いに要する経費を補助の対象にして欲しい。	お祓いや慰霊祭等の宗教的行事に係る経費を補助の対象とすることは困難ですが、農家の方々からの要望等があれば、関係団体の慰霊祭に併せてお祓い等を行わせていただくなど、県等と相談しつつ協力させていただきます。
3-2	放れ畜対策	放れ畜等の安楽死処分に使用する麻酔銃については、所持する際に「鉄砲等所持許可手数料」が発生するが本事業の対象として良いか。	麻酔銃を所持する際に鉄砲等所持許可は必ず必要であるため、当該許可の取得に必要な経費は、本事業の対象となります。
4-1	営農再開に向けた作付実証	作付再開準備の地域でバイオ燃料用の稲栽培を国事業で要望している。管理計画上の扱いについて示して欲しい。	作付再開準備地域で稲を作付する場合には、稲を作付けする全てのほ場を管理計画上に位置付け、水田管理台帳において地域で生産された米の全量を把握するとともに、全袋検査を行う必要があります。 また、全袋検査を行わない場合には、出荷制限区域米穀として廃棄処分する必要があります、仕向先や保管場所を把握するとともに、確実に処分されたことを市町村が確認する必要があります。 管理計画への具体的な記載方法等については、県にお問い合わせください。 なお、バイオ燃料用の稲栽培に関し、現時点で公募が行われている事業はないと承知しています。
4-2	営農再開に向けた作付実証	作付実証事業に取り組んだ生産者が、販売物(花)の販売代金を受け取ったとしても、営農に対する賠償金は受け取れるということでしょうか。	避難指示等に関わる休業補償については、経済産業省が平成24年7月20日付けで発出した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」の1の(3)の②において、「営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就農再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。」とされていることから、農産物の生産・販売を行ったかにかかわらず、賠償を受け取ることができます。
4-3	営農再開に向けた作付実証	畑ワサビで出荷制限がかかっている市町村で「営農再開に向けた作付実証」に取り組む場合、当該市町村は対象地域として認められるのでしょうか。	畑ワサビについては、作付実証の対象とすることが可能ですが、出荷制限の解除等営農再開に向けた実証内容とする必要があります。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
4-4	営農再開に向けた作付実証	水稻試験栽培の掛増し経費として、試験栽培に必要な以下の経費を事業対象としてよいのか。 ①堆肥 ②ゼオライト ③鳥獣害対策用の電気柵 ④水揚げポンプリース ⑤水口に設置する籾殻	試験栽培に必要な経費のうち、通常営農に要する経費に含まれない掛増し経費については、お示し頂いた経費に限らず本事業の対象になります。 なお、④は試験栽培期間のみ対象ですので注意が必要です。また、⑤はため池等汚染拡散防止対策実証事業でも対応可能です。 さらに、試験ほの設置面積が一筆に満たない場合で、試験ほの管理のために試験ほを含む一筆全体の管理が必要な場合は、一筆全体に施用する資材等を本事業の対象とすることが可能です。
4-5	営農再開に向けた作付実証	実証栽培や試験栽培を行う農業者の外部被ばく管理に対する支援はできないのか。	実証栽培や試験栽培を行う農業者の被ばく管理経費については、実証栽培等における掛かり増し経費として対象としています。
4-6	営農再開に向けた作付実証	居住制限区域で作付実証を行い、収穫した農産物は販売可能か。	平成27年6月19日付けで「避難指示区域内における活動について(原子力被災者生活支援チーム)」が改訂され、営農については、例外的な事業として市町村長に申請し、認められた場合、居住制限区域でも収穫した農産物の販売が可能となります。 ただし、品目によって出荷制限等の対象となっているものや、出荷再開に当たって検査が必要となるものがありますので留意が必要です。また、米については、毎年、地域ごとに実施可能な取組内容が定められているので、確認してください。
4-7	営農再開に向けた作付実証	同一農地において複数年作付実証ができるのはどのような場合か。	前年までと目的の異なる実証内容であれば、同一農地で複数年作付実証に取り組むことができます。 なお、稲については、米の作付等に関する方針に基づいて、毎年、各地域で取組内容が定められることになっています。稲について作付実証(米の作付等に関する方針における試験栽培又は実証栽培のことをいいます)を行うに当たっては、当該地域における当該年産米の取組内容について、あらかじめ福島県にご相談ください。
4-8	営農再開に向けた作付実証	翌年度に水稻の営農再開に向けた作付実証を実施するほ場について、均平や堆肥散布等の作業を実施することは可能か。また、それらの作業を委託することは可能か。	水稻の営農再開に向けた作付実証の目的を達成するために必要な作業について、作付実証の当該年度の実施では、作付実証に支障を来す場合には、作付実証を実施する年度の前年度に作業を実施することは可能です。 なお、福島県営農再開支援事業補助金交付要綱の附則において、「当該年産農産物の生産に向けて当該年の1月1日以降に着手した取組を事業対象とすることができるものとする」と定めておりますので、前年度に作業を実施する場合であっても1月1日以降に着手した場合には、当該年度の事業となります。 また、作業を委託した場合も、当該事業の対象となります。ただし、本事業の補助対象経費は、作付実証に係る係り増し経費となりますので、ご留意ください。
4-9	営農再開に向けた作付実証	避難指示が解除された区域において、野菜、花き、飼料作物等の作付実証を実施することは可能か。また、作付実証を実施する年度の途中で避難指示が解除された場合、当該年度の作付実証に係る掛かり増し経費については、本事業の対象経費となるか。	本メニューは、避難が指示されている中で、避難指示解除後の営農再開に向けて必要な取組として行っているものであることから、避難指示解除後は、作付実証を実施することは想定していません。 ただし、避難指示が解除された場合でも、出荷制限等が解除されていない場合は、その解除に向けた作付実証を実施することが可能です。 なお、実施年度の途中で避難指示が解除された場合であっても、その掛かり増し経費については対象経費となります。
4-10	営農再開に向けた作付実証	宿根かすみそうの実証栽培を計画しているが、宿根かすみそう栽培はハウス栽培が基本となるため、作付実証としてパイプハウスを建てて事業を実施したいと考えているが、当該事業でパイプハウスに係る経費も補助対象として良いか。 また、当該事業の対象になる場合、パイプハウスを建てる全ての経費を計上して良いか？それとも、耐用年数で割って1年分のみ補助対象になるのか。	作付実証に係る掛かり増し経費として、パイプハウスを事業実施主体の直営施工により導入する場合、資材費については、当該事業の補助対象になります。また、リースで導入する場合、作付実証に係るリース期間の経費※については、当該事業の補助対象となります。 ※助成金の額＝リース物件価格(税抜き)×(リース期間/法定耐用年数) なお、花きの作付実証にあっては、当該事業の補助額の上限は100万円/箇所となります。
5-1	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	事業の詳細な仕組を検討しているが、収益の帰属により、事業の仕組み方も変わってくる。事業上で想定しているスキームは、得られた収益は管理組合に帰属する(特定作業受託)という考えでよいのか。	得られた収益は管理組合に帰属することを想定しています。
5-2	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	事業を円滑に推進する上では、地権者には保全管理と同じく不耕作の賠償がなされることが不可欠であると考えている。地権者からみると、管理耕作については、営農再開にはあたらないことから、不耕作に対しての賠償も可能であると考えが、その農地自体は作付がなされることから、賠償の対象外となるのではないかと心配である。	一括賠償の対象農地において管理耕作を行ったとしても、管理耕作により得られた収入を賠償から控除する等の対応が求められることはないかと理解しています。
5-3	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	要綱別記5の補助対象経費で「本事業の補助の対象となる経費は、本事業に直接要する……本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。」とあるが、農地の管理費については、県が適正な単価を設定するので、証拠書類により金額を確認せず、確定した管理耕作面積に設定した金額を乗じて交付してよいのか。	県が設定した単価に管理耕作面積を乗じて交付額を算定することは妥当であり、単価設定の根拠を明確に示されれば、証拠書類により金額を個々に確認することは必要ないと考えていますが、管理耕作を行う面積については何らかの証拠書類は必要となります。
5-4	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	本事業に必要となり、本事業のみに活用する以下の農業用機械及び施設は、本事業のリース支援の補助対象となるか。また、50万円等の下限価格は設定されるのか。 トラック、フォークリフト、育苗用ハウス、無人ヘリ	管理費の助成単価の算定において、生産コスト上の農機具費をゼロとする場合には、左記に掲げる機械・施設についても補助の対象として差し支えありません。 なお、下限価格は設定しません。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
5-5	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積である20ha(中山間地域等の場合は10ha、事業実施初年度において農地が確保できなかった場合は事業規模決定の根拠となる面積の2分の1)に、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積を含めてカウントしてよい。	農業機械の効率利用の観点から、リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積に、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積を含めてよいですが、その上限は面積要件の2分の1未満とします。 なお、管理耕作を委託する農業者が帰還しないこととなった場合や、農地の利用調整が想定よりも迅速に進んだ場合などにおいては、管理耕作を受託する農業者や生産組織等の中で利用権の設定が進展し、作業を受託した生産組織等の農地面積割合が2分の1を超える可能性があります。このような場合においても、引き続き本事業の下で管理耕作を行うことは可能です。
5-6	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	農地の管理費について、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積の分も補助対象としてよい。	農地の管理費については、作業を受託した生産組織等を構成する農業者の農地面積の分は補助対象外です。
5-7	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	避難指示解除準備地区の南相馬市の小高地区では平成28年4月には営農再開を目指しており、一部は平成26年4月から営農再開している。管理耕作は避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地が対象となっているが、以下の場合には管理耕作の対象農地にしてよろしいですか。 ① 避難指示の解除前に営農再開する。 ② 除染実施計画に基づく深耕による除染が終了していない農地は、作付けする際に深耕を行う。	避難指示の解除前であっても除染が終了していれば本事業の対象農地とすることができます。また、作付する際に除染作業で実施する場合と同等の深耕を実施して作付を行う場合、除染実施計画に基づく除染が終了していない農地であっても除染の実施と同等の効果があると考えられることから、管理耕作の対象農地とすることができます。 なお、当該農地が環境省の直轄除染の対象農地となっている場合、当該地区の除染作業を円滑に進める観点から、本事業を実施する前に事業実施主体から福島環境再生事務所に情報提供をお願いします。
5-8	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	管理耕作において、震災以前から基幹農作業を委託しており、帰還しても自分や家族では基幹農作業を行えない農家の農地を対象としてよろしいですか。	原発事故前に基幹農作業を受託していた農業者が帰還しない等の理由により、新たな委託者に基幹農作業を委託しなければならない場合は対象となります。
5-9	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	管理耕作において、耕作能力のある農家が帰還したが、原発事故後に他産業に従事したために自分では耕作できない場合、当該農地を管理耕作の対象農地としてよろしいですか。	高齢者のみが帰還している場合と同様、帰還しても耕作者がいらないため作付け再開ができない農家の農地は対象となります。
5-10	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」に取り組む際、野菜を取組の対象としても良いか。	「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」は、「除染後農地等の保全管理」が除草等によって農地管理を行うところを一步進め、省力的な作物を当該農地に作付けることによって農地管理を行うことを目的としているところです。このため、栽培品目は機械化一貫体系によって省力的かつ大面積の農地管理が可能な水稻、大豆、そば等の土地利用型作物を想定しています。
5-11	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	震災発生から5年以上が経過し、他地域での営農再開や帰還する農家の高齢化等により営農再開されないケースが懸念されるため、管理耕作期間中に利用権の調整を図りつつ、集落営農を含めた担い手の確保を図ることが益々重要となっている。 こうした中、従来の水稻、大豆、そば等の土地利用型作物だけでなく、他の作物で管理耕作を行い、管理耕作終了後は当該作物の産地化を図ることにより、担い手となる農業者の意欲を高めて行くことが必要と考えている。こうした作物についても、支援の対象とできないか。	管理耕作は、Q&A5-10にあるとおり、避難した農家の農地について、除草等によって農地管理を行うところを一步進め、農家の帰還や農地の利用調整が完了するまでの間、省力的な作物を作付けることにより農地管理を行うことを目的としており、対象作物は、基本的には水稻、大豆、そば等の土地利用型作物を想定しています。 一方、管理耕作を通して産地化を目指す作物を導入することは、管理耕作が終了した後の担い手の確保等に効果的であると考えられます。 このため、上記の管理耕作の目的から、機械化一貫体系による省力的な大規模生産が可能であり、将来の産地化に向けて販路や収益の確保が見込めるものであれば対象にすることが可能です。 また、農地の管理費については、要綱別記5-5を踏まえ、既に単価設定を行っている他作物と栽培体系や想定される収益等が同等と判断される場合には、当該作物の補助単価を適用することが可能です。 なお、具体的には個別品目ごとに、県へご相談ください。
5-12	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	管理耕作を実施する場合、耕作期間が当該年度から翌年度までにわたる作物(小麦、食用油用なたね)の場合、当該年度に管理費を活用することは可能か？	管理耕作は、すぐに帰還しない農家等の農地について、先に帰還した作業受委託組織等が一時的に作業受託等により耕作することで、除染後農地の放置による荒廃を防止する取組です。一方、除染後農地の耕作に当たっては掛かり増し経費が発生し、通常の料金設定で作業受委託を推進することは困難です。また、避難が継続している土地所有者にも配慮する必要があることから、作業受委託契約に基づく「農地の管理費」を支援しているところです。 このため、当該管理費については、原則、管理耕作が完了したことをもって支払うことが妥当ですが、翌年度の支払いになるなど、作業受委託契約の推進が困難となる場合には、作業受委託契約に基づき、当該年度内に管理耕作により適正に農地が管理されていることをもって支払うことが可能です(その場合であっても、概算払いによる支払いは可能です)。 なお、作業受委託等の契約期間において、作付や収穫など適切な耕作がなされなかったことが明らかとなった場合には、事業の目的を達成しないことから、補助金の返還も想定されることにご留意ください。
5-13	避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	本事業を活用して生産する「食用油用なたね」から「なたね油」に加工するための搾油機及び「そば」から「そば粉」に加工するための製粉機のリース費用は本事業の対象となるか。	本事業を活用して生産した農産物を販売するために必要不可欠な加工機械のリース費用については、本事業の対象となります。 なお、本事業のリース費用の対象となる加工機械の範囲は、農林水産省が所管する補助事業(例:強い農業づくり交付金)で補助対象としている機械に限ります。
6-1	交差汚染防止対策	福島県営農再開支援事業における交差汚染防止対策の対象となる農機具は何ですか。	22年産米及び大豆の収穫・乾燥調製の作業後初めて使用する、米の籾すり機及び選別計量機並びに米又は大豆の大規模乾燥調製貯蔵施設等です。 なお、大規模乾燥調製貯蔵施設等のとも洗いにおける対象機械については、別途協議を行うこととします。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
6-2	交差汚染防止対策	福島県営農再開支援事業の要綱には、分解清掃も行い得る旨記載されていますが、分解清掃は補助対象にはならないのですか。	生研センターの調査により、籾すり機を通じた交差汚染の防止には「とも洗い」が効果的であり、分解清掃による交差汚染の防止効果は低いことがわかりました。このため、事業の補助対象としては、とも洗いのみとすることとしました。 本来であれば、生研センターの調査結果を待って予算要求するところ、速やかな営農再開支援に向けて本事業の立ち上げを優先させたため、補助対象の範囲を広く取れる実施要綱の書きぶりとしたところとします。効果的な補助対象の特定まで時間を要したことについてはご理解をお願いします。
6-3	交差汚染防止対策	避難区域外の24年産米の作付制限区域は、事業の対象とはならないのですか。	24年産の作付制限区域は事業の対象区域ですが、その場合でも、22年産米の収穫・乾燥調整の作業後、初めて使用する籾すり機及び選別計量機については補助対象となりますが、23年産米以降の収穫・乾燥調整の作業で使用しているものは補助対象外です。
6-4	交差汚染防止対策	県外に避難して一時就農する農業者が、避難指示区域等から水稻調製用農業機械を持ち出した場合、本事業の対象になるか。	避難先で一時就農している農業者への支援を行っている市町村等が実施主体となり、住民の帰還を前提として、帰還支援を含む支援策等と一体的に実施するのであれば、事業の対象とすることができます。
7-1	新たな農業への転換支援 (畦畔除去等)	少額の事業費で、簡易な畦畔除去と湛水均平が可能なのは場もあるが対応可能か。	傾斜地等において畦畔除去に伴って必要となる均平作業については、大区画化のための整地(畦畔除去等)に係る費用として補助対象となりますが、東日本大震災農業生産対策交付金の補助対象(小規模土地基盤整備・受益面積1ha以上5ha未満)に該当するものは除くこととします(東日本大震災農業生産対策交付金の補助対象等の詳細については、必要に応じご相談ください)。
7-2	新たな農業への転換支援 (農業機械の利用面積)	要綱別記7の2の(4)に「事業の対象となる農地は、東日本大震災に伴い発生した福島原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、未だ生産・出荷が再開されていない農地であることとする。」と記載されているが、本事業により導入する農業機械の利用面積すべてが生産・出荷が再開されていない農地である必要があるか。	本事業により導入される農業機械の能力決定は、別記7の2(4)に基づき、事業対象農地(東日本大震災に伴い発生した福島原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、未だ生産・出荷が再開されていない農地)の面積により決定される必要があります。 なお、本事業で導入した農業機械を事業対象地域で利用してもなお、当該機械の能力に余裕がある場合は、事業対象外の農地で利用しても構いません。
7-3	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	避難区域から避難した避難先が稲の出荷制限区域や出荷自粛区域等福島県営農再開支援事業の対象区域である場合で、当該避難先で営農再開し、園芸品目に転換する等した場合は「新たな農業への転換支援」の対象になるか。また、当地区で出荷自粛中の米から、新たな園芸品目に転換する場合は、認められるか。	本事業は、避難区域等からの避難者が、除染の実施により避難区域に戻り、営農を再開するための取組への支援を目的としているところです。このため、避難者が避難先において営農再開するための経費は、本事業の対象外と考えています。
7-4	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	被災地域農業復興支援事業(復興交付金事業)を活用して施設を設置した(又は、津波被災地以外の地域で施設が残存する)場合について、福島県営農再開支援事業により種苗費、肥料費等の資材を補助対象にすることは可能か。	事業を想定している地域が福島県営農再開支援事業における避難区域等であり、かつ対象農地が未だ生産・出荷が再開されていない農地であれば、「園芸用生産資材の導入等」のみを対象として事業を実施することは可能です。
7-5	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	福島県営農再開支援事業を活用した場合、種苗費等は何年まで対象となるのか。(県普及所等による指導により技術習得までの期間までの種苗費等の支援も対象となるという認識でよいのか。)	「新たな農業への転換支援」については、新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組に要する経費について支援するものであることから、再開年度のみ対象となると考えます。
7-6	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	市町村が事業実施主体とあるが、施設を設置する事業実施主体を指すのか。具体的なケースについて教えて欲しい。	市町村が事業実施主体となる場合については、市町村が事業実施主体となって、リース用施設を導入し、施設利用者(農家)にリースするケースが考えられます。
7-7	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	避難指示解除準備区域において、施設イチゴ栽培(高設栽培)の営農再開を行う場合、これまでの避難により、生産中止を余儀なくされたため、生産資材(培地)を新たに購入する必要がある。この場合は、新たな栽培方法による営農再開に該当するか。	培地の単純更新ではなく、新たな栽培方法等により営農を再開する場合は該当すると考えます。
7-8	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	避難指示解除準備区域において、営農再開するにあたり、避難を余儀なくされたため、ハウスビニルや機器材等は長期間の使用停止に伴い、ハウスのビニルの張り替え、多層化工事や暖房機、栽培制御機器(自動灌水施肥装置、点滴栽培システム等)の交換が必要である。 この場合は、イ 園芸用生産資材の導入等の新たに調達が必要となった生産資材の調達を行う取組に要する被覆資材、園芸施設補強・補修用資材その他必要な資機材として、該当するか。	避難を余儀なくされたことにより、長期間の使用停止に伴うハウスのビニルの張り替えについては、東日本大震災農業生産対策交付金を活用することが可能です。ハウス内の機器材等につきましては、まずは東電への賠償をご検討ください。 また、新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組により、新たに調達が必要となった場合については、園芸用施設等のリース導入及び園芸用生産資材の導入に該当します。
7-9	新たな農業への転換支援 (施設型農業)	新たな農業の転換として、植物工場の導入等を検討しているが、旧警戒区域外は既に土地の利用計画が決定していることから、旧警戒区域内で建設をする場合、出荷制限については、モデル的に例外扱いとする対応を検討して欲しい。	旧警戒区域内における非結球性葉菜類等の出荷制限等については、平成29年3月現在、立ち入りが引き続き制限されている帰還困難区域と、平成28年度末時点で避難指示解除を行わないこととされた双葉町を除き、既に解除されており、植物工場を導入し、これらの野菜を生産・出荷することも可能です。 仮に、出荷制限等が解除されていない区域(双葉町等)において、植物工場の導入を計画している場合には、別途検討が必要ですので、個別にご相談ください。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
7-10	新たな農業への転換支援	避難期間の長期化により、営農再開に向けた取組を行う農業者が非常に少なく、本事業の採択要件である3戸以上の受益農家を確保することが困難な状況。 このような状況の中で、受益農家1戸と考えられる法人が、事業実施主体となり、営農再開の取組を行う場合は、本事業の対象となるか。	避難期間の長期化等により、営農再開に向けた取組を行う農業者が非常に少ないために営農再開の取組が進まない場合は、受益農家1戸と考えられる法人が事業実施主体となる場合であっても、要綱(別記7)4の(2)の定めにある「知事が特に必要と認める場合」として、採択できるものと考えます。
8-1	水稻の作付再開支援	漏水対策資材であるベントナイトの購入費及び散布経費は補助対象か。	代かきの準備として漏水対策に要する経費は、補助の対象になりますが、35,000円/10aの範囲内で実施して下さい。
8-2	水稻の作付再開支援	ため池修繕で事業実施年度に水が使えない水田や転作を行う水田において、事業実施年度の翌年産米の作付準備をする際に、代かきではなく耕耘でも該当するか。	本事業は水稻の作付再開に向け、除染事業が終了した水田における耕盤の再形成や均平化を目的としています。このため、単に耕耘を実施するだけでは事業の目的が達成できないことから、事業実施年度内の代かきは必須と考えています。 なお、転作作物の栽培後であっても、事業実施年度の翌年産米生産の準備として事業実施年度中に実施する代かき作業及びその準備のための除草を目的とした耕耘作業は、本事業の目的である水稻の作付再開に必要な耕盤再形成や均平化のための作業であることから、事業の対象とすることができ ます。 ただし、転作を行う水田では、転作作物の栽培に係る耕耘作業等は通常の営農行為であるため、本事業の対象とはならないことに留意が必要です。
8-3	水稻の作付再開支援	除染が事業実施前年度中に終わった水田では、4月に代かきを実施する必要があるのか。事業該当するためには、作業時期に制約があるか。	本事業による代かきは、耕盤再形成や均平化を目的として、作付再開予定の前年度内に実施するものであれば時期的な制約はありません。
8-4	水稻の作付再開支援	本事業では除草作業を対象としているが、薬剤散布による除草は当該事業の対象となるか。	必要な除草について、方法は問いませんが、地域の慣行作業と照らして合理的な方法で行うべきと考えます。
8-5	水稻の作付再開支援	除草作業は春先及び秋にも必要であるが、当該事業の除草時期はいつ頃を対象としているか。	代かき作業を行う上で必要となる前処理としての除草のみを対象とするものであり、管理のための除草は対象となりません。
8-6	水稻の作付再開支援	除草作業で畦畔の除草作業は当該事業の対象となるか。	代かき作業に必要であれば対象となります。
8-7	水稻の作付再開支援	本事業では除草・耕耘・代かきを対象としているが、全ての作業を行う必要があるか。	代かき作業は必須ですが、その準備として、その他の作業が不要であれば、全ての作業を行う必要はありません。
8-8	水稻の作付再開支援	ほ場整備により一時利用の指定を受けたが、今年度に水稻の作付ができなかった。また、転作を実施する予定もないが、来年度の水稻作付に向けた除草作業が必要であり、また代かきを行う計画であるが、当該事業の対象となるか。	通常の営農に追加して代かきを行うのであれば対象となります。除草作業のみ実施する場合は対象となりません。
8-9	水稻の作付再開支援	代かきを行う計画であったが、ため池の関係で代かきが困難となった。耕耘等の乾土均平に変更したいが補助対象となるか。	乾土均平では、水稻の作付再開に最も必要な耕盤再形成が困難なことから、本事業の対象とはなりません。
8-10	水稻の作付再開支援	農閑期に代かきを行う場合、用水のポンプアップのための電気料が多額となる。この費用は地権者負担となるが、これらの水利費は補助対象となるか。また、補助対象となる場合に上限額はあるのか。さらに、補助上限額(35,000円/10a)で対応すべきか。	用水のポンプアップに必要な経費は、代かきに必要な経費と認められるため、補助対象となります。ただし、35,000円/10aの補助単価の上限の範囲内でお願いします。
8-11	水稻の作付再開支援	本事業の補助上限額を35,000円/10aと定めているが、これは個々の水田単位で適用するのか。事業全体で適用するのか。	事業全体の実施面積×35,000円/10aが補助金額の上限となります。
8-12	水稻の作付再開支援	本事業の実施にあたって事務作業が発生する。補助上限額では、附帯事務経費を賄うことは困難と考える。附帯事務費の範囲及び限度額について教示願いたい。【想定事務費:臨時職員賃金、事務用消耗品費、通信運搬費(通知関係経費)、振込手数料(補助金振込)】	市町村事務費は「福島県営農再開支援事業実施要綱」第5に基づき確保して下さい。農業者団体等が必要とする事業の実施に伴う事務費については、特認事業「営農再開に向けた復興組合支援」の活用を検討をお願いします。
8-13	水稻の作付再開支援	補助対象の作業料金については、個々の水田面積(水張面積)の合計に作業料金を乗じて得た額を作業者毎に集計した額となると判断するが、それで良いか。	貴県のとおりでよいと考えます。
8-14	水稻の作付再開支援	事業の確認において、農地除染の完了日と作業開始日を確認する必要があるが、市からJAへ農地除染の状況を提供することが困難な場合、その確認方法はどのように行うべきか教示願いたい。	「除染後農地等の保全管理」を行う場合には、除染作業の進捗に応じて順次引き渡して保全管理することとしています。本事業についてもそれに準じて除染作業の実施主体と市が連携して柔軟に対応して下さい。
8-15	水稻の作付再開支援	農地除染は、モニタリングを終えて作業完了としている。当該事業はモニタリング終了後に行うべきか考えるが、それで良いか。	上記の回答のとおりです。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
8-16	水稻の作付再開支援	来年度に水稻作付を予定し、本事業を実施したが水稻の作付が行われなくなった場合の補助金の返還はどうなるのか。また、補助金の返還を要しない事由について教示願いたい。	来年度の作付再開を前提とした事業であるため、事業を実施したにも関わらず作付再開しなかった場合には当然その理由（やむを得ない事情）が求められます。事業対象とするにあたっては、予め耕作者の意思確認をお願いします。 なお、本事業は1回限りの事業であることに留意が必要です。
8-17	水稻の作付再開支援	除草作業料金について、復興組合が定める料金を採用したいと考えるが、いかがか。	農業委員会の標準作業料金等を参考に地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定願います。
8-18	水稻の作付再開支援	農地除染に同意していない水田（除染を要しない農地（ほ場整備事業地区内農地を除く））については、補助対象（代かき、畦畔修復）となるか。	除染を要しないほ場であっても、次年度に水稻の作付が再開される見込みの水田で、かつ、耕盤再形成や均平化を実施する必要があるれば、補助の対象になります。
8-19	水稻の作付再開支援	代かきを行ったが、作業後漏水田であることが判明し、耕盤形成として再度代かきを計画した。本事業は1回限りとしているが、本事業の耕盤形成ができなかったことから、追加で代かきを行った場合、補助対象となるか。	丁寧に代かきを実施しても耕盤再形成が不十分な場合、35,000円/10aの範囲内であれば事業の対象とすることができます。
8-20	水稻の作付再開支援	農地・水管理支払交付金により、畦畔の除草を行い、田面は本事業を活用する計画。作業日が別であれば、田面の除草作業料金は、補助対象としたいと考えるがいかがか。	代かきの準備のために必要な田面の作業であり、作業日誌等の関係書類により明確に区別ができれば本事業の対象とすることができます。
8-21	水稻の作付再開支援	水稻の作付再開に向けて、ほ場の均平化のための代かき作業を実施するために、除草等の準備作業を実施していたが、小雨による用水の確保困難などにより年度内に代かきができなかった場合、当該準備作業に要した経費は補助対象とすることができるか。	年度内に予定していた代かき作業が、農業者の責任に帰さないやむを得ない理由により実施できなかった場合は、既に実施した代かき作業の準備のための除草等に要した経費を本事業による補助対象として構いません。 ただし、本事業では水稻の作付再開に向けた代かき作業の実施が必要なこととから、年度内に実施できなかった代かき作業については、翌年度の水稻の作付再開に支障のない時期までに、通常行われる代かき作業に追加して、必ず実施する必要があります。 なお、その場合も、補助対象となる事業費の上限は、年度内に実施した準備作業に翌年度に実施する代かき作業を加えて35,000円/10aとなることや、代かき作業ができなかったやむを得ない理由を一筆毎に確認する必要がありますのでご留意願います。
9-1	放射性物質の吸収抑制対策	本年産は農作物の作付を行わない農地について、放射性物質の吸収抑制対策としてカリ肥料等を散布した場合は、福島県営農再開支援事業の対象となるか。	放射性物質の吸収抑制対策は、生産される農作物中に含まれる放射性セシウムの低減を目的としていることから、基本的に、当該年度において吸収抑制対策の対象となる農作物の作付けが行われることが必要です。
9-2	放射性物質の吸収抑制対策	事業実施地区において、本事業を活用して塩化カリ20kgの施用が必要であると県から指導された場合、通常施用のカリ肥料は不要となるのか。	農地土壌中の交換性カリ含量を吸収抑制効果に十分な量とするため、通常施用分とは別に、追加して施用する分を支援対象としているところです。このため、通常施用のカリ肥料は施用することが必要となります。
9-3	放射性物質の吸収抑制対策	土壌分析に基づく、土壌中交換性カリ濃度が高いほ場では塩化カリ施用量が少ないため散布しづらい。ケイ酸カリで代用してもかまわないか。	吸収抑制資材としてのカリ肥料については、24年度における試験研究結果から、水溶性である塩化カリの吸収抑制効果が最も高いと考えられますので、塩化カリの施用をお願いします。
9-4	放射性物質の吸収抑制対策	吸収抑制対策の実施に伴う散布経費の扱いはどうなるのか。	吸収抑制資材の散布経費は本事業の対象となりませんが、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会と東京電力との間で協議の上、毎年産毎に取扱いが決定されているものと承知しています。
9-5	放射性物質の吸収抑制対策	本事業では単肥が対象ということだが、リン酸等肥料成分やその他成分が微量でも配合されていたら資材の支援対象とはならないのか。	カリウムを主成分とし、その成分量がケイ酸加里肥料と同程度含まれる肥料であって、リンや窒素の成分量がカリウムに比べて少量（主成分であるカリウムの概ね1/10以下）であるものについては、本事業の目的に沿う資材として、対象とみなすこととします。 また、均質に混合された肥料が必要となる側条施肥など、混合済みの肥料を調達せざるを得ない場合は、当該肥料に占める吸収抑制対策としてのカリ相当分を支援対象とすることができます。
9-6	放射性物質の吸収抑制対策	有機栽培の認証対象となる加里単肥が流通していない場合、有機栽培で認証される草木灰肥料等を事業対象としてよいのか。 また、有機JAS認定を取得しない農業者が有機栽培を行う際も同様に事業対象となるか。	1. 一般的に使用される塩化カリは有機栽培で使用できませんが、 ① 海水からの製塩工程で生じるにがり乾燥させたカリ肥料（水溶性カリ成分割合40～60%） ② 廃糖蜜を原料とした副産カリ肥料（水溶性カリ成分割合29～33%） ③ パームアッシュ（パームやしを焼いた灰）（水溶性カリ成分割合25%程度） は有機栽培で使用することが可能であるとともに、流通していることを確認しています。実際に使用される際は使用予定のカリ肥料について、有機JAS認定機関にあらかじめ確認して下さい。 なお、副産カリ肥料やパームアッシュは、吸収抑制対策に効果の高い水溶性カリ成分割合が一般的に使用される塩化カリより低いいため、使用に当たっては水溶性カリ成分量から適切な施用量を算出するよう留意願います。 また、一般の草木灰や廃糖蜜を濃縮し液肥にした資材は、含まれる水溶性カリ成分の割合がさらに低いものが多いため、費用対効果の面を含めて資材の選定を再検討いただくようお願いします。 2. 有機JAS認定を取得しない農業者であっても、有機農業により生産される農産物の生産又は販売が確認できる場合にあっては、有機JAS認定農業者と同様に有機栽培の認証対象となるカリ肥料を事業対象とすることが可能です。
9-7	放射性物質の吸収抑制対策	本対策のメニューを組み合わせることは可能か。	本対策のメニューについては、複数のメニューを組み合わせることを想定していません。まずは、最も必要になると考えられる対策を選定し、実施するようお願いします。なお、環境省所管の除染事業により実施が可能なメニューについては、除染事業を優先してください。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
9-8	放射性物質の吸収抑制対策	使用する吸収抑制資材の種類及び使用量については福島県の指導指針等に準じるとあるが、福島県の技術指針等とは何を指すのか。	「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県農林水産部)をはじめとする福島県から出された技術対策資料を示します。 また、計画認定の際に、放射性物質の移行を低減する効果が科学的根拠に基づき見込まれる資材についての資料を県に提出し、県知事が判断することも可能です。 なお、低減対策のため上乗せ施用される吸収抑制資材のみが事業対象となります。
9-9	放射性物質の吸収抑制対策	農協が事業実施主体となって本事業に取り組む場合、吸収抑制資材を同じ農協の資材販売部を通じて販売することは可能か。	JAが事業実施主体となる場合、事業の適正な執行の観点から、資材の調達先となり得るJAの資材部門とは独立して事業執行の判断を行う体制が確保されていることが必要です。 また、資材の調達先や価格の決定は競争入札や見積りありわせ等の方法で、透明性を確保しつつ、受益農家に有利な選択を行う必要があります。 こうした公正な手続を行うことを前提に、JAの資材部門を調達先の候補とすることは可能です。 なお、この場合、資材部門から調達した資材については、事業実施主体であるJAから受益者(事業参加者)である生産者に対し、「販売」ではなく、「配布」する形になることにご留意下さい。(生産者個々の判断で各々に購入する場合は、共同の取組には該当しません。)
9-10	放射性物質の吸収抑制対策	放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、本事業の対象とならないのか。	放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法(以下「特措法」という。)に基づく除染実施計画の対象となる区域となることから、まず、農地を含めた地域全体での除染を検討して下さい。 ただし、除染実施計画の対象となる区域に指定されている場合であっても、以下の場合は、吸収抑制対策の対象地域になります。 ①除染実施計画に基づいた除染等を実施した場合 除染後の農用地を対象として吸収抑制対策の実施を要望する場合は、除染後の状態で改めて吸収抑制対策の必要性の検討を行って下さい。 ②市町村が除染を行う必要がないと判断した場合 作業者の安全確保等放射線量の低減対策を行わないことにより生じる問題等も考慮した上で、何らかの事情により除染を行う必要がないと市町村が判断した場合には、理由等を整理していただいた上で吸収抑制対策を実施することも可能です。 ③除染実施計画に位置づけられたが当面の間除染を行うことが困難な場合 当面の間除染を行うことができない理由について市町村が整理して下さい。 ④国が提示した方針等に基づいて対策を行う場合 「米の作付等に関する方針」に定められた全量生産出荷管理地域及び全戸生産出荷管理地域については、吸収抑制対策の対象地域です。
9-11	放射性物質の吸収抑制対策	食品衛生法等で定める基準値(1kg当たり、食品・牧草100ペクレル、牛乳50ペクレル)を超える恐れがあると県知事が認める場合の判断基準は何か。	対象作物が食品衛生法上の基準値を超える恐れがあるかどうかについては、土壌や地形等の様々な条件等を勘案して判断する必要がありますが、例えば、 ①原子力災害対策本部から公表された「食品中の放射性物質に関する検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、事業対象品目を3検体以上検査する市町村 ②土壌中の放射性セシウム濃度が高く、事業を実施する年産において基準値を超える放射性セシウムを含む農産物が生産される恐れがあると県知事が認めた地域 ということであれば、対象とすることができます。
9-12	放射性物質の吸収抑制対策	地域の一部から、食品衛生法等で定める基準値(1kg当たり、食品・牧草100ペクレル、牛乳50ペクレル)を超過した農作物が検出された場合、地域全体を対象とすることは可能か。	基準値を超過した農作物の検出が認められたのが一部の地域であった場合、基本的には当該地域のみが対象となりますが、地域としては、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりのあるものを対象とすることが可能です。
9-13	放射性物質の吸収抑制対策	対象とするほ場において予め行う土壌診断について、どれくらいの規模での確認が必要か。	土壌診断については、土壌条件、肥培条件等の営農条件を考慮して適切なものとして下さい。 なお、特に初めて営農再開するほ場等にあつては、営農再開までにカリが溶脱し、カリ濃度が低くなっている可能性があることから、吸収抑制対策については、土壌診断結果を踏まえ実施することが望ましいと考えます。 また、土壌診断を予め行うことが難しい場合は、過去の土壌診断の結果、カリの溶脱の可能性、堆肥の施用、稲わらのすき込み等を踏まえて県の技術指針等によることとします。
9-14	放射性物質の吸収抑制対策	市町村ごと、事業対象作物ごとに、事業実施年度の前年における放射性セシウムのモニタリング調査結果等が不検出であった場合のモニタリング調査結果等については、何を指すのか。	県が行う農産物に係る緊急時環境放射線モニタリングや、米の全量全袋検査等信頼のおける分析機関が実施した調査結果が該当します。
9-15	放射性物質の吸収抑制対策	前年のモニタリング調査結果等で、市町村において放射性セシウムが検出されていない作物で本事業に取り組む場合、対策を実施しないほ場を設けるが、生産物の買い上げ等の費用は本事業の対象となるか。	必要最小限の規模で実施する、対策を実施しないほ場を設けるための設置費用・分析費等については、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」で対象となります。 また、対策を実施しないほ場における生産物から基準値を超える放射性物質が検出された場合には、東京電力の賠償対象となるため、生産物の買い上げ費用は事業の対象となりません。ただし、避難区域等や過去に基準値超過が発生した市町村など、基準値超過の潜在的なリスクがあると認められる地域では、対策を実施せず、かつ、出荷を前提としない必要最小限のほ場を設ける場合に限り、生産物の買い上げ費用等を事業対象とすることができます。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
9-16	放射性物質の吸収抑制対策	原子力発電所事故に関する政府が行う方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域とは具体的にどの地域を指すのか。	現時点では、「米の作付等に関する方針」について」における全量生産出荷管理地域及び全戸生産出荷管理地域では、作付を行うために必要な取組として、作付前の吸収抑制対策等の実施を行うことが位置付けられているところであり、当該地域が特別な対応が必要とされる地域に該当します。 今後、新たに政府の方針又は指示が示された場合には、対象地域が変動することがあり得ます。
9-17	放射性物質の吸収抑制対策	事務費を本事業の対象としてよいのか。	事務費のうち吸収抑制対策を効果的に実施するための訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る旅費、賃金、備品費、消耗品費等については、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」で対象となります。
9-18	放射性物質の吸収抑制対策	吸収抑制資材の配送料は事業対象としてよいのか。	事業実施主体と販売業者との契約により、販売業者が事業実施主体の指示する納品場所への配送する場合は配送料も資材費に含まれます（各農家庭先を納品場所とした場合も含まれます。）。 なお、事業実施主体が納品後の資材を農家庭先等へ配送する経費は本事業の対象とはなりません。
9-19	放射性物質の吸収抑制対策	カリ肥料を散布する場合においては、予め土壌診断等を行い、対象ほ場の土壌中の交換性カリウム濃度を測定することが必要となっているが、この土壌診断は補助対象となるのか。	吸収抑制対策のためカリウムの施肥量を算出するために行う土壌診断については、本事業の「放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備」で必要な土壌診断を実施することができます。
9-20	放射性物質の吸収抑制対策	牧草地において吸収抑制対策(カリ質肥料施用)の対象となるのはどのようなところか。	対象となる牧草地は、除染を実施した牧草地であり、かつ、土壌中の放射性セシウム濃度や試験研究の成果等を考慮し、放射性セシウムの暫定許容値を超過する恐れがあると考える地域で、県知事が認めたものが対象となります。
9-21	放射性物質の吸収抑制対策	大豆の吸収抑制対策として土壌中のpH調整剤としての苦土石灰を対象とすることは可能か。	大豆栽培において、土壌中のpHを6.0～6.5に矯正することは通常営農にて行われていることであり、吸収抑制対策としての効果は不十分であることが判明したため、平成26年度からは、苦土石灰は対象外となります。
9-22	放射性物質の吸収抑制対策	採択要件4(5)に示されている吸収抑制対策を実施しないほ場の設置による効果の検証については、果樹改植の場合は必須ではないと考えてよいのか。	果樹の改植や茶の剪定、牧草の品目・品種転換など、同一ほ場で継続して事業を実施することが想定されない取組の場合は、必須ではありません。
9-23	放射性物質の吸収抑制対策	作付することを前提に吸収抑制対策としてカリ肥料を散布したものの、渇水等の自然災害等で結果的に栽培を断念せざるを得なくなった場合、カリ肥料は「放射性物質の吸収抑制対策」の補助の対象となるのか。	作付を目的として吸収抑制対策を実施したものの、自然災害等により栽培を断念するなど農業者の責任に帰すことができない場合は、補助の対象として構いません。
9-24	放射性物質の吸収抑制対策	作付することを前提に吸収抑制対策としてカリ肥料を散布したものの、渇水等の自然災害等で結果的に栽培を断念せざるを得なくなった場合、カリ肥料の散布経費は東電賠償として請求して良いか。	散布経費が東電賠償の対象となるかどうかについては、東京電力に事情を説明し、了解を得て下さい。
9-25	放射性物質の吸収抑制対策	作付の意思を持ち、吸収抑制対策を実施したが、周辺のほ場で作付を自粛したことにより、水路の通水が困難となり作付を断念した場合は、作付自粛と同様の取扱いで良いか。	作付を目的として吸収抑制対策を実施したものの、農業者の責任に帰さない理由により作付を断念せざるを得ない場合は、当該経費は「放射性物質の吸収抑制対策」の対象として構いません。
9-26	放射性物質の吸収抑制対策	樹園地で周辺が宅地化し、農振農用地から外れた場合、当該樹園地の果樹の改植は可能か。	果樹の改植に限らず、吸収抑制対策を実施するに当たっては、農振農用地以外の農地についても農振農用地と同様に放射性セシウムの影響があると考えられることから、農振地域であるか否かに関わらず、対策が必要なほ場については補助の対象になると考えています。
9-27	放射性物質の吸収抑制対策	借りた農地で麦の吸収抑制対策として、カリ肥料を散布し播種をしたものの、その後地権者から農地を返してほしいという意向があつて、農地を返した場合、農業者の責任に帰さないものとして、吸収抑制対策の補助対象として構わないか。	農地を返還した①当該農業者は、吸収抑制資材としてのカリ肥料の施用及び播種まで行っていること及び②農地を返還したことにより、吸収抑制対策の対象となった作物の収穫ができないことは、当該農業者の責任に帰さないことから、補助金の返還は要しません。
9-28	放射性物質の吸収抑制対策	採択要件4(5)に基づき、事業実施年度の前年における事業対象作物の放射性セシウムモニタリング調査結果が不検出であったため、吸収抑制対策を実施するほ場とは別に吸収抑制対策を実施しない実証ほを設けたが、当該実証ほの事業対象作物から放射性セシウムが検出されたので、翌年度も吸収抑制対策を継続実施することとした。 この場合、翌年度は吸収抑制対策を実施しない実証ほを設けなくても良いか。	採択要件4(5)に基づき設置した実証ほの事業対象作物から放射性セシウムが検出された場合、翌年度も吸収抑制対策を実施することに問題はありますが、当該地区の事業対象ほ場は、既に十分な濃度の交換性カリが存在している可能性が高いと考えられることから、吸収抑制対策を実施しない実証ほは必ず設置して下さい。 なお、設置する実証ほは、必ず本年度に吸収抑制対策を実施したほ場として下さい。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
9-29	放射性物質の吸収抑制対策	採択要件4(5)に基づき、吸収抑制対策を実施しない実証まで生産された事業対象作物から放射性セシウムが検出されなかった場合の放射性物質検査の検出下限値については、特に基準が設けられていないが、検出値が極めて低い場合でも、放射性物質が検出されたとして、翌年度も本対策を継続してよいのか。	放射性物質の吸収抑制対策については、生産される農産物が食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値を下回った場合でも、放射性セシウムが検出され公表されれば、風評被害がいつまでも続くという産地の強い懸念に対応するため、平成25年5月16日付け東日本大震災農業生産対策交付金実施要領一部改正(福島県営農再開支援事業については、平成25年2月26日付け福島県営農再開支援事業実施要綱)により、事業対象作物から放射性セシウムが検出されなくなるまで、吸収抑制資材の施用による放射性物質の吸収抑制対策を継続して実施できることとされたところ。お尋ねの採択要件4(5)については、上記の措置に基づき、放射性物質の吸収抑制対策を継続して実施した場合の、本事業を終了する基準として設定されたものです。 このため、放射性物質が検出されなかった場合の放射性物質の検出下限値は、本事業を実施する県が公表を前提として実施するモニタリング調査の検出下限値(福島県で実施されている米の全量全袋検査の場合は、詳細検査の検出下限値)と同水準とすることが適切と考えます。 なお、吸収抑制資材の施用による放射性物質の吸収抑制対策は、事業対象作物による放射性セシウムの吸収を大幅に抑制する効果がありますが、事業対象作物の放射性セシウム吸収量を完全にゼロにする(皆無にする)ことは困難であることにご留意ください。
9-30	放射性物質の吸収抑制対策	土壌中の交換性カリ濃度を測定する土壌分析はどのように実施すれば良いか。	本事業により土壌中の交換性カリ濃度を測定する土壌分析を実施する場合は、「農業分野の土壌分析が補助事業等の要件又は補助対象となっている場合の取扱いについて」(平成26年2月26日付け25生産第3105号、25生産第3106号、25生産第3107号、25生産第3108号、25生産第3109号、25生産第3110号、25生産第2004号及び25生産第2005号農林水産省生産局総務課長、農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長及び農業環境対策課長並びに畜産部畜産企画課長及び畜産振興課長通知)により、計量法(平成4年法律第51号)との整合を図るものとする。
9-31	放射性物質の吸収抑制対策	牧草の吸収抑制対策として、カリを通常の施肥量より増肥しているが、カリなどのミネラルが多い牧草を給与する場合、牧草のカリ成分等を分析して給与しなければならぬとされている。この牧草の分析経費を対象として良いか。	牧草に対するカリの増肥については、「永年生牧草地の除染に当たっての留意事項について」(平成26年3月27日付け25生産第2100号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)の記の2の(2)に基づき、「除染等の交換性カリ含量の目標水準は、通常の施肥基準よりも高く、生産される永年生牧草中のミネラルバランスが通常と異なることから、家畜に乳熱やグラステタニーを発生しないよう、可能な限り永年生牧草のミネラル濃度を確認の上、給与量の調整に留意すること。」とされているところ。したがって、放射性物質の吸収抑制対策に当たってはほ場ごとに牧草のカリ成分等の分析を実施した上で、給与量の指導を適切に行う体制を整備することは適当であることから、本事業において同分析を実施することは、差し支えないものと考えます。
9-32	放射性物質の吸収抑制対策	4の(5)に基づき、吸収抑制対策から除外された市町村・作物であっても、原発事故後初めて吸収抑制対策が必要な作物を作付けの場合は、当該ほ場を補助の対象としてよいのか。	原発事故後に吸収抑制対策を実施したことがないほ場で、吸収抑制対策が必要な作物を初めて作付する場合であって、かつ、食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値(一般食品の場合は100ベクレル/kg)を超えた若しくは超える恐れがあると県が判断した場合は、補助の対象として構いません。
9-33	放射性物質の吸収抑制対策	除染を実施した牧草地で、放射性物質の吸収抑制対策(低吸収性品目・品種等への転換)の取組は実施できるか。	除染が終了した牧草地のうち、モニタリング等の結果が暫定許容値を超過した牧草地で、以下の全てに該当するものは対象となります。 ① 超過要因調査の結果、土壌の混和状況が十分でないことが原因と判明したほ場 ② 本対策の実施により、次期作において暫定許容値を超過しないと見込まれること。
9-34	放射性物質の吸収抑制対策	品目・品種転換を実施した永年生牧草地については、その後の維持管理に制約があるのか。	事業実施後5年以上永年性牧草地として適切な管理に努めるものとします。ただし、適切な管理利用がなされているにもかかわらず、気象条件等やむを得ない事由がある場合はその限りではありません。
9-35	放射性物質の吸収抑制対策	4の(5)のただし書きに基づき設置される吸収抑制対策を実施しないほ場を用いて行う検証試験において、吸収抑制対策を実施するほ場を対照ほ場として設置する場合の設置費用は、補助の対象となるか。	補助の対象外です。
9-36	放射性物質の吸収抑制対策	採択要件4の(5)では、「市町村ごと」となっているが、避難指示区域を有する市町村では、同じ市町村内でも避難指示区域とそれ以外の区域では農作物の作付再開時期が違うなど吸収抑制対策の実施状況に違いがある。このような場合でも市町村ごとに一律の対応しかできないのか。	同一市町村内でも、避難指示区域とそれ以外の区域については、本要件を分けて適用し、運用しても構いません。 また、避難指示区域内でも、本要件を避難指示解除時期別に区域分けして適用し、運用しても構いません。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
9-37	放射性物質の吸収抑制対策	モニタリング調査等の検出下限値は、実際の分析時間の違い等により異なることから、同じ放射性セシウムを含む農作物であっても検出されたり検出されなかったりする場合がある。 この場合の、採択要件(カ)における「モニタリング調査等において放射性セシウムが検出されなかった場合」の取り扱いいかん。	モニタリング調査等の検出下限値については、その値が厚生労働省通知(平成24年3月15日付け食安発0315第4号「食品中の放射性物質の試験法について」及び平成24年3月1日「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」)で定められた水準(Cs134とCs137の検出下限値の合計値がそれぞれ20Bq/kg以下、25Bq/kg以下)の範囲内であれば、カリ施用による放射性物質の吸収抑制対策を終了できる条件となっているかどうかの目安として活用可能と考えています。 このため、モニタリング調査等において放射性セシウムが検出された場合であっても、その値が、県ごと、年度ごとに当該品目の測定時に得られた検出下限値(Cs134とCs137の検出下限値の合計値)の最高値を下回っているかどうかで当該条件を判断することが妥当と考えます。 また、Cs137のみで検出がみられた場合については、Cs137のみの検出値をもって放射性セシウムの検査結果とされていることから、その値が、県ごと、年度ごとに当該品目の測定時に得られたCs137の検出下限値の最高値を下回っているかどうかで当該条件を判断することとします。 なお、採択要件4(5)に基づき設置した吸収抑制対策を実施しないほ場において放射性セシウムが検出された場合についても、モニタリング調査等と同様に判断するものとし、その判断の際に用いる検出下限値は、モニタリング調査等の検出下限値の最高値とします。
10-1	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	JAが除染後農地の保全管理の事業実施主体となり、保全管理作業を地権者である農家の組織や個人へ作業請負等により実施する場合、JAの事務経費については、特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」で実施可能か。 また、当該事務費に上限はあるか。	特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」を活用することが可能です。 なお、その際の事務費に上限はありませんが、補助の対象となる費用については、JAが通常行う事務経費と明確に区分することが必要です。
10-2	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	Q&A10-1において「JAが除染後農地の保全管理の事業実施主体となり、保全管理作業を地権者である農家の組織や個人へ作業請負等により実施する場合、JAの事務経費については、特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」で実施することは可能かとの問いに対して、活用することが可能であり、通常行う事務経費と明確に区分することが必要とされている。 JAが事業実施主体となり除染後農地等の保全管理を実施する場合、JA正規職員の人件費のうち、当該事業に従事した分については、「営農再開にむけた復興組合支援」の経費として認められるとの理解でよいか。	人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者の直接作業時間に対する賃金等をいい、その算定に当たっては、原則として「人件費＝時間単価×直接作業時間数」の構成要素ごとに計算する必要があります。 このため、JA正規職員が当該事業に従事した直接作業時間数分については、補助の対象となりますが、直接作業時間の算定に当たっては、実際に事業に従事したことを証する業務日誌(具体的な従事内容及び従事時間が確認できるもので、かつ、他の業務との重複がないことについても確認できるよう作成されたもの)が必要となります。 なお、具体的には「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)を参考にしてください。
10-3	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	復興組合において、「除染後農地等の保全管理」を行うに当たり、実施計画等を作成するために避難者の意向調査をする考えである(交付決定後)。 「営農再開に向けた復興組合支援」は、「除染後農地等の保全管理」の実施に必要な経費が補助対象であるが、実施にあたって行った上記避難者の意向調査に要した経費は、「営農再開に向けた復興組合支援」の補助対象となる経費に含めてよろしいか。	「除染後農地等の保全管理」の対象となる農地を確定するための調査費用については、本事業の対象となります。
10-4	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	復興組合等が「水稻の作付再開支援」に取り組む際に必要となる事務経費等は、本事業の対象となるか。	水稻の作付再開を図るためには、耕盤の再形成や均平化のための代かき等にあらかじめ取り組む必要があり、これまでは「除染後農地等の保全管理」を活用して対応してきたが、平成26年2月12日付けの実施要綱一部改正により、当該メニューの事業対象期間を限定することとしたため、遅れて帰還する農家の営農再開を支援するために新たに「水稻の作付再開支援」を設けたところです。 特認事業(営農再開に向けた復興組合支援)では、復興組合等が「除染後農地等の保全管理」に取り組む際に必要となる事務経費等を支援しているところであり、要綱改正により事業実施主体が不利益を受けないようにするため、復興組合等が「水稻の作付再開支援」に取り組む際に必要となる事務経費等も「除染後農地等の保全管理」に取り組む場合と同様に対象とします。
10-5	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	復興組合が避難指示区域内の農地において「除染後農地等の保全管理」や「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」などに取り組むための通作等の経費は本事業の対象となるか。	復興組合の作業員が避難指示区域から避難している農家で構成されており、管理等の対象農地に避難先から通うことが必要な場合などで、事業に取り組むに当たり必要不可欠な経費であれば、事業に取り組む区域に避難が指示されている期間中に限り本事業の対象となります。なお、通作等の経費の算定にあつては、車の乗り合いによる通作を励行するなど経費の削減に留意して下さい。
10-6	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	JAが「水稻の作付再開支援」の事業実施主体として、農家への関係書類の配布及び申込書の回収に係る作業について、JAの各支部長(農業者)へ依頼することとしているが、通常の支部長の職務外と考える。当該作業負担に伴い発生する経費(人件費、交通費等)を支払いたいが、水稻の作付再開支援の対象経費となるか。	特認事業の「営農再開に向けた復興組合支援」を活用することが可能です。 ※Q&Aの10-1.2もご参照ください。
10-7	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	「水稻の作付再開支援」にかかる作業の確認のため、作業員以外に写真撮影等を依頼する場合、現地確認者への賃金及び確認に要する費用(消耗品、交通費、写真用紙代、メモリーカード代等)は特認事業の営農再開に向けた復興組合支援の事務費の対象となるか。	事業実施主体が、農業者の出役管理や賃金支払いのために「水稻の作付再開支援」に係る作業の確認を行う場合については、当該確認作業に要する費用は、「営農再開に向けた復興組合支援」の対象となります。 なお、本事業が適切に実行されたことを市町村が確認するための人件費等は、福島県営農再開支援事業の「事務費」の補助対象となります。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
10-8	特認事業 (営農再開に向けた復興組合支援)	避難指示解除後に実施する保安全管理や管理耕作の通作経費は当該事業の対象経費となるか？	避難指示解除後の通作経費は、特認事業「営農再開に向けた復興組合支援」の事業メニューの対象経費とはなりません。
10-9	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	水稻の作付再開を行う予定であるが、生産の中止期間にイノシシ等の獣害により畦畔が損傷を受け、水田の水管理ができない。支援策はないのか。	畦畔の修復に重機等が必要な場合については、特認事業の「稲作生産環境再生対策」を活用することが可能ですが、事業実施年に水稻の作付を再開することが条件です。 なお、平成26年2月12日付けの福島県営農再開支援事業実施要綱一部改正により、「水稻の作付再開支援」を活用することが可能となりました。ただし、事業実施の翌年度に水稻の作付を再開することが条件です。
10-10	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	獣害による畦畔修復については補助対象事業費に上限があるのか。	農業者等毎に修復する畦畔等に付属する水田面積の合計に200千円/10a(水田面積が10a未満の場合は200千円)を乗じた額を上限額とします。
10-11	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	「除染後農地の保安全管理」と「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」は、両方の事業の採択要件に合致していれば同一の水田で実施することはできるか。	「除染後農地の保安全管理」と「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューは補助の目的が異なるため、同一の水田で実施することが可能です。
10-12	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	営農再開予定年度が翌々年度以降であっても、農業者の営農再開意欲持続のため、本事業で畦畔等の修復を行うことができないか。	営農再開までの間に獣害により畦畔が損傷されれば、再度補修が必要となることから、農地の保安全管理と同時に実施される畦畔等の修復について「除染後農地の保安全管理」の対象としていますので、活用をご検討ください。
10-13	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	生産を中止している期間に水田の法面に大型の雑草が繁茂し、漏水するようになってしまった。このような場合、雑草の除去と漏水箇所の修復作業にかかる経費は、「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューの支援対象となるか。	「特認事業の稲作生産環境再生対策(畦畔等の修復)」のメニューについては、作付を再開する水田を対象に「獣害により損傷を受けた畦畔等の修復を支援」するものであり、問い合わせの内容については支援対象にはなりません。 水田の畦畔や法面の除草については、「除染後農地の保安全管理」のメニューによる補助金の範囲内で実施していただくこととしています。
10-14	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	農業者等が、自らが実施できない修復作業の一部を外部に依頼することは可能か。	本事業は、農業者等が自らが行う畦畔等の修繕に対し助成する事業ですが、重機の操作など農業者自らが実施できない作業の一部を外部に依頼することも可能とし、その経費も助成対象とすることができます。
10-15	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	農業者等が、保有する機械等を用いて自ら畦畔等の修復をした場合、農業者等の賃金相当分は助成対象となるか。	対象となりません。
10-16	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	本事業で農業用排水路の修復は可能か。	農業用排水路の多くは、地域で共同管理されるものであり、農業者等が個人で修復するものではありません。また、農地・水保安全管理支払交付金や中山間直接支払い制度により保安全管理が行われていることが多いことから、原則対象としません。
10-17	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	事業費の上限額はどのように積算するのか。	本地面積を用いて積算します。
10-18	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	2筆にまたがる畦畔の場合の事業費の上限額はどのように積算するのか。	2筆の本地面積の合計を用いて積算します。
10-19	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち畦畔等の修復)	補助対象経費には、事業主体が、農業者等への助成に係る経費(振込手数料、コピー代等)も対象となるか。	振込手数料については、農業者等へ助成するために必要な経費であるので、補助対象です。コピー代等については、農業者等へ助成するために要した経費として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものであれば、対象とすることができます。
10-20	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	水稻の作付再開を行う予定であるが、生産の中止期間に雑草の種子が大量に蓄積されたため、雑草防除回数を通常年より増やす必要がある。支援策はないのか。	特認事業の「稲作生産環境再生対策」を活用することが可能ですが、助成の対象となるのは、作付を再開した年度から連続する3事業年度において、通常年に比べ追加的に必要となる雑草や病害虫の防除等に要する経費のみです。
10-21	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	「営農再開に向けた作付実証」で実証栽培を実施した水田において、翌年「作付再開水田の雑草対策」の支援を受けることは可能か。	実証栽培は、作付再開に先立って肥培管理の手法等を検証することを目的に実施するものです。このため、実証栽培を実施した年の翌年に「作付再開水田の雑草対策」の支援を受けることは可能です。
10-22	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	補助対象経費には、事業主体が、農業者等への助成に係る経費(振込手数料、コピー代等)も対象となるか。	振込手数料については、農業者等へ助成するために必要な経費であるので、補助対象となります。 コピー代等については、農業者等へ助成するために要した経費として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものであれば、対象とすることができます。
10-23	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	追加的な防除であることをどのように判断するか。	水田の雑草防除については、慣行では初中期一発除草剤の1回散布による防除が主であることから、中期除草剤及び後期除草剤の散布に係るものを追加的防除と判断します。 また、病害虫防除については、地域の慣行的な防除回数よりも増加した分を追加的な防除と判断します。
10-24	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	病害虫については、様々な防除方法があるが、追加的防除であることをどのように判断するのか。	実際の防除回数で追加的防除であることを判断します。(ただし、育苗期の病害虫を対象とした防除は含みません。)

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
10-25	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	農業者等が自ら薬剤散布を行った場合の散布経費は助成の対象となるか。	農業者等が自ら薬剤散布を行った場合の散布経費は、助成対象となりません。 薬剤散布を委託した場合の委託費は助成対象となります。
10-26	特認事業 (稲作生産環境再生対策のうち作付再開水田の雑草等防除)	作付再開ほ場では、地力窒素の発現により倒伏の危険性が高まるため、倒伏軽減対策のための薬剤を使用したいが、これらは対象となるか。	倒伏軽減対策のための薬剤については、通常の栽培管理で使用していない場合は、本事業の対象とすることができます。ただし、生育診断等により薬剤使用の必要性を明らかにする必要があります。
10-27	特認事業 (斑点米対策)	既存の色彩選別機を利用した場合の利用料金支援はできないか。	作業料金は、委託した農業者が負担すべき費用であり、補助事業による直接的な支援には馴染みません。 JA等が、色彩選別機の配置場所を集約化し、効率的な斑点米の選別・調製の実施体制を構築するのにあたり、既に農業法人等に導入されている色彩選別機を借り受ける場合には、農業法人等をリース元として事業に取り組むことができます。 その際には、色彩選別機の残存価格相当額を補助対象経費の項に示された算式のリース物件価格に読み替え、その1/2相当額が補助上限額となります。
10-28	特認事業 (斑点米対策)	福島県営農再開支援事業の特認事業「斑点米対策」でリースの支援を受けた色彩選別機について、30km圏外で生産された米も対象として良いか。	当該事業の対象地域は、福島県営農再開支援事業実施要綱第3の1に規定する避難区域等としています。 このため、本事業により導入される色彩選別機の能力決定は、事業対象地域で収穫され色彩選別機で処理される予定の米の量により決定される必要があります。 なお、本事業で導入した色彩選別機で事業対象地域の米を選別してもなお、当該機械の能力に余裕がある場合は、事業対象区域外の米を選別しても構いません。
10-29	特認事業 (表土剥ぎによる除染後に客土した農地の深耕による早期営農再開支援)	飼料畑に単年性牧草地は含まれるか。	単年生牧草地については、永年性牧草地と違い、牧草の播種をせずに除染事業が終了し、農家が牧草の播種及び栽培管理を行う必要があることから、飼料畑に含むこととします。
10-30	特認事業 (表土剥ぎによる除染後に客土した農地の深耕による早期営農再開支援)	客土に石が含まれているために深耕作業ができないが、この場合、補助対象経費である「深耕の実施に要する大型農業機械等のレンタル費用」にストーンピッカーのレンタル費用は含まれるか。	ストーンピッカーの使用が、深耕の実施に必要な不可欠であれば、そのレンタル費用は補助対象経費に含まれます。
10-31	特認事業 (表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策)	事業の対象となる農地は。	除染特別地域内において、表土剥ぎにより除染を行い、客土を行った農地で、水田、普通畑、樹園地、牧草地が対象となります。 なお、牧草地で本事業に取り組む場合、牧草種子のは種後となります。
10-32	特認事業 (表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策)	事業の対象となる堆肥は。	放射性物質の濃度が暫定許容値(400Bq/kg)以下であれば、堆肥の種類は限定しません。ただし、県内の畜産農家において滞留状態となっている堆肥を優先的に活用して下さい。
10-33	特認事業 (表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策)	堆肥の散布作業に係る事業堆肥施用量の計数管理のためのトラックスケールのレンタル費は補助の対象となるか。	堆肥の散布量を適正化するためにトラックスケールが必要な場合は、そのレンタル費用は対象となります。
10-34	特認事業 (表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策)	堆肥施用の実施年度、「2ヶ年」は、間をあけても可能か。	隔年施用は不可とします。間隔をあげずに2ヶ年の連続施用をお願いします。
10-35	特認事業 (表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策)	客土材の分析経費について、「種類ごと」とは具体的にどういうことか。	客土材として使用した山土等について、各市町村において採掘した山林が複数箇所あった場合、採掘した山林ごとに1種類とし、各5点まで分析することが出来ます。
10-36	特認事業 (表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策)	村内2箇所に設置している堆肥の仮置き場をストックヤードとして活用することとしているが、堆肥散布機によりストックヤードから散布ほ場に堆肥を運搬する一般的な方法では非効率であるため、ワンウェイのフレコンバックを活用し、散布ほ場への堆肥運搬はトラックで行いたい。この場合のフレコンバックと充填用の機材は補助の対象となるか。	堆肥の散布作業を効率的に実施するために必要なフレコンバックの調達費用及び充填用器材のレンタル費用は、合理的な範囲で堆肥の運搬に係る経費として構いません。
10-37	特認事業 (表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策)	他市町村から堆肥を運ぶとなると、小型ダンプでは、効率が悪い。大型ダンプを利用すると、復興工事等の需要からレンタルによる大型ダンプの確保が困難な状況にある。通常的大型トラックによる輸送も想定し、フレコンバックによる運搬も対応して欲しい。	上記回答のとおり対象とします。

番号	区分	質問・確認内容	回答内容
10-38	特認事業 (地域営農再開ビ ジョンの策定支援)	避難地域を有する市町村で営農再開支援事業の特 認事業を実施したいが、まず避難地域を除いての地 域ビジョンを作成し、次に避難地域のビジョン作成す る場合に特認事業は該当になるか。	避難指示等区域を含まない場合は対象外となります。
10-39	特認事業 (地域営農再開ビ ジョンの策定支援)	人・農地プランについては、国の人・農地問題加速 化支援事業により策定する場合と、市町村が国の事 業を活用せず、独自で人・農地プランを策定するこ とも可能となっている。その場合、営農再開支援事業 の特認事業により人・農地プランが策定できた場合は、 人・農地プランとしてカウントすることは可能か。	人・農地プランを策定することを目的として、特認事業(地域営農再開ビジ ョン策定支援)を活用することはできません。
10-40	特認事業 (地域営農再開ビ ジョンの策定支援)	避難地域を有する市町村では、必ず地域営農再開 ビジョンを策定しなければならないのか。また、地 域営農再開ビジョンを策定するメリットは何か。	営農再開に当たっては、農地の利用や水管理等地域的なまとまりを持って 取組を行うことが重要であることから、まずは、地域農業の将来像を考えて頂 くことが必要であり、その具体的な内容をまとめた地域営農再開ビジョンの策 定が重要と考えております。 —地域営農再開ビジョンの策定にあたっては、地域の中心となる担い手やそ れ以外の農業者のリスト、地域農業の生産計画、今後の地域農業のあり方、 営農再開に向けた実施計画について取りまとめることが望ましいと考えてお り、地域営農再開ビジョンを取りまとめることで、地域農業の未来の設計図と なる「人・農地プラン」へのスムーズな移行が可能となり、地域農業の再開・振 興が図られるものと考えています。 なお、既に人・農地プラン等を策定し、地域農業の再開・復興を図られてい る地域においては、地域営農再開ビジョンは、必ず策定しなければならないも のではありません。
10-41	特認事業 (地域営農再開ビ ジョンの策定支援)	地域営農再開ビジョンを策定するために必要な人 員が不足している。地域営農再開ビジョンの策定を外 部委託することは可能か。	当該事業では、地域営農再開ビジョンの策定に必要なアンケートや各 種調査等を外部に委託することは可能です。 しかしながら、地域営農再開ビジョンの策定に当たっては、実現性の高い計 画とするには、地域における話し合いや専門家の意見等を通じて、今後の担 い手や生産品目等について計画を立てていくため、地域の現状や農業者等 を熟知した市町村が主体となって策定することが望ましいと考えています。 なお、地域営農再開ビジョン策定に係る事務員の賃金等については、当該 事業の補助対象としています。また、福島相双復興官民合同チーム等と連携 して、地域営農再開ビジョンの策定に向けた人的な支援も実施していきます。
10-42	特認事業 (地域営農再開ビ ジョンの策定支援)	当該事業年度内に地域営農再開ビジョンを策定で きなかった場合、研修や調査等に要した経費の補助 金は返還しなければならないか。	避難地域においては、除染や各種復旧工事等の進捗、避難指示の解除時 期など、営農再開に向けた状況がそれぞれ異なり、また、今後の見通しが不 確定な市町村もあることから、一律のスケジュールで地域営農再開ビジョンを 策定することは難しいと考えています。 このことから、当該事業は地域営農再開ビジョンの策定を進めるに当たり、各 市町村の実情を踏まえ取組む農業者の意向把握や各種調査、集落等での話 し合い、ビジョンの検討や周知、営農再開に向けた研修会等の実践を支援す るものであり、複数年にわたってビジョンの策定を実施することが可能です。
10-43	特認事業 (地域営農再開ビ ジョンの策定支援)	平成27年度に人・農地問題解決加速化支援事業 を活用して人・農地プラン策定に向けて取り組んだ が、結果として、策定までに至らなかった地域では、 平成28年度に特認事業を活用して地域営農ビジョン を策定することは可能か。 (例として、10集落を目標に人・農地プラン策定に取り 組んだが、結果として、5集落しか人・農地プランの策 定に至らなかった場合、残りの5集落については、平 成28年度に当該事業を活用可能か)	平成27年度に人・農地プランが策定できなかった地域においては、まず は、人・農地問題解決加速化支援事業等を活用しながら、人・農地プランの策 定を優先して推進することが望ましいと考えます。しかしながら、営農再開に 向けた課題へ優先的に対応するために、地域営農再開ビジョンの策定が必要 な場合には、特認事業を活用して、地域営農再開ビジョンを作成することが 可能です。
10-44	特認事業 (地域営農再開ビ ジョンの策定支援)	人・農地プランが策定されている同一集落におい て、地域営農再開ビジョンを策定する場合、特認事業 を活用することは可能か。	既に作成されている人・農地プランの見直しを目的に特認事業を活用するこ とは出来ません。 しかしながら、人・農地プランに定める項目以外に営農再開を推進する上 で、必要な課題に対応する事業(要綱に記載のある補助対象事業)を実施す る場合、特認事業を活用することは可能です。
10-45	特認事業 (地域営農再開ビ ジョンの策定支援)	平成27年度に特認事業を活用した同一地域におい て、平成28年度においても、特認事業を活用すること は可能か。	平成27年度に事業を実施した地域においても、地域営農再開ビジョンの策 定に至らなかった場合や策定したビジョンの見直し等を行う場合は、同一地 域において平成28年度も、特認事業を活用することは可能です。
10-46	特認事業 (除染後牧草の品 質・生産性回復対 策)	農地の土壌診断を行う際、土壌の採取はどのように 行うのか。	正確な土壌診断の結果を得るためには、ほ場の地形や採取時期、採取場 所等を考慮して、土壌診断を行うほ場から代表となる土壌を採取する必要が あります。 特に、「除染後牧草の品質・生産性回復対策」では、除染後の土壌のpHを 適正な範囲に調整するため、土壌分析の実施を必須要件としており、牧草地 は1ほ場の面積が広く、傾斜や起伏などの様々な地形やほ場条件があること から、これらを考慮し、1ほ場当たり5ヶ所以上から均一に採取し混合するな ど、偏りがないようにすることが必要です。 具体的な土壌採取の方法については、県にご相談ください。